

混合型特定施設の必要利用定員総数に関するQ&Aについて

平成18年4月からスタートする第3期介護保険事業（支援）計画に関しては、現在、各都道府県及び市町村においてその策定に向けた計画の見直し作業が進められているところですが、今般、介護専用型以外の特定施設（混合型特定施設）に係る事業者指定の見直し等について三位一体関連法案に盛り込まれる予定となっています。そのため、国会への法案提出前ではありますが、各自治体においては計画策定の準備等もあることから、混合型特定施設に係る計画上の主な取扱をQ&Aとしてお示しするので、適宜参考としていただきますようお願いいたします。

【照会先】

○介護保険事業（支援）計画関係

厚生労働省老健局計画課

老人保健福祉計画官 松本 均

主査 吉川 貴士

TEL03(5253)1111 (内3923、3927)

○事業者指定関係（特定施設）

厚生労働省老健局振興課

課長補佐 武井 佐代里

介護サービス振興係長 齋木 哲夫

TEL03(5253)1111(内3932、3982)

○混合型特定施設の必要利用定員総数に関するQ & A

問1 混合型特定施設入居者生活介護は参酌標準の37%に含めることとなるのか。

答 混合型特定施設入居者生活介護を参酌標準に含めることは考えておらず、37%の対象外である。

問2 混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数はどのように定めるのか。

答 各市町村においては、第3期計画の策定に向けて、「介護専用型以外の特定施設入居者生活介護」の各年度の利用見込者数を推計している。各都道府県においては、市町村の利用見込者数をもとに必要利用定員総数を定めることとなる。

なお、その際には都道府県は市町村と協議をしながら定めることが望ましい。

問3 推定利用定員総数及び指定拒否に当たっての取扱いについて具体例をご教示願いたい。

答 仮にある圏域において、

①混合型特定施設の必要利用定員総数が700人であり、

②混合型特定施設となっている有料老人ホーム等の総定員が700人であった場合、推定利用定員総数を有料老人ホーム等の定員の70%として設定することとした場合には、混合型特定施設の推定利用定員総数は490人となる。

この場合、必要利用定員総数と推定利用定員総数の差である210人分を70%で除した300人分について更に混合型特定施設の指定が可能となる。

(参考) 推定利用定員総数と指定拒否に係るイメージ図

必要利用定員総数	混合型特定施設の指定を受けた有料老人ホーム等の総定員 → 推定利用定員総数	混合型特定施設の追加指定可能な有料老人ホーム等の推定利用定員総数 → 総定員
700人	有料老人ホーム等の総定員 700人 × 70% = 推定利用定員総数 490人	混合型特定の追加指定が可能な推定利用定員総数 (700人 - 490人) = 210人 210人 ÷ 70% = 整備が可能な有料老人ホーム等の総定員 300人

問4 介護予防特定施設入居者生活介護のみを行う施設の指定拒否は可能か。

答 今回の介護保険法の改正案には、介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定拒否の規定を盛り込んでいないため、法制上は、混合型特定施設入居者生活介護としては必要利用定員総数を満たし指定が受けられない事業者が介護予防特定施設入居者生活介護の指定を受け、介護予防特定施設入居者生活介護のみを行うことは可能であるが、このような形態では、利用者が要介護状態となれば当該施設においてサービスが受けられなくなることになり（その場合は個別に居宅サービスを利用）、利用者・事業者双方にとって不合理な状況となりうることから、介護予防特定施設入居者生活介護のみの指定申請が行われることは想定していない。

問5 平成18年1月25日全国厚生労働関係部局長会議資料P82に記載されている「有料老人ホーム等」には、有料老人ホームの他にどの施設が含まれるのか。

答 養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び高齢者専用賃貸住宅のうち一定の居住水準等を満たすもの（同会議資料P25参照）が含まれる。

問6 推定利用定員を定める際の係数（特定施設の母体となる有料老人ホーム等の定員の70%の範囲内で、都道府県が定める値）は同じ都道府県内で統一的な数字となるのか、又は老人保健福祉圏域毎に定めるのか。

答 どちらも可能であるので、地域の実情に応じて設定していただきたい。

問7 都道府県において推定利用定員を定める際の係数は何で定めることとなるのか。

答 都道府県介護保険事業支援計画に定めることとしている。

問8 混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数を定める場合、平成17年度末までに定める必要があるか。

答 混合型特定施設入居者生活介護の必要利用定員総数については、現在、市町村が推計した利用者数をもとに定めるのであれば17年度中の策定も可能であると考えます。

また、改めて市町村から混合型特定施設入居者生活介護の利用見込者数を求める等の事情がある場合に、平成18年4月以降に都道府県介護保険事業支援計画を変更し、必要利用定員総数を定め、それ以降の混合型特定施設入居者生活介護の指定について今回の規制を適用することも考えられる。